

## 前回説明からの変更箇所

項目		変更前	変更後
建築物の形態意匠の制限	一般基準	<p>芦屋川沿岸では、河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑豊かな特徴ある景観が形成され、河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>1 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑豊かな美しい景観となるよう、通りからの見え方に配慮した建築物の配置とするとともに敷地内の緑と調和する建築物の形態、意匠、材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。</p> <p>2 芦屋川からの見え方に配慮し、周辺の緑環境と調和した建築物となるよう建築物の規模や位置に配慮するとともに、通り際はまちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、建築物および駐車場や囲障など建築物に付属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。</p> <p>3 河川空間により生み出されている広がりのあるビスタ景を保全するように建築物の高さや形態、配置、屋根の形状などに配慮し、地域環境の特徴を活かす景観形成を図る。</p>	<p>芦屋川沿岸では、河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑豊かな特徴ある景観が形成され、河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>1 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑豊かな美しい景観となるよう、<u>河川沿いの通りからの見え方に配慮した建築物の配置とするとともに、敷地内の緑と調和する建築物の形態、意匠、材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。</u></p> <p>2 周辺の緑環境と調和した建築物となるよう、建築物の規模や位置に配慮するとともに、<u>河川沿いの通り際では、まちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、建築物および駐車場や囲障など建築物に付属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。</u></p> <p>3 <u>河川沿いの通りや橋などから望む開放的な見通しの景観を保全するため、建築物の高さや形態、配置、屋根の形状などに配慮し、芦屋川を軸とした眺望景観を形成する。</u></p>
	○門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定に係る敷地面積の最低限度の特例	<p>門、塀、垣、石積み擁壁で、まちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うと市長が認めるものであって、敷地面積が、A地区にあっては210㎡、B地区にあっては130㎡、C地区にあっては110㎡以上であるもの</p>	<p>門、塀、垣、石積み擁壁で、まちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていると市長が認めたものは、A地区にあっては210㎡、B地区にあっては130㎡、C地区にあっては110㎡を限度に建築物の敷地面積の最低限度を適用しないことができる。</p>

## 縦覧結果と意見書提出状況

1. 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の決定（芦屋市決定）  
都市計画芦屋川南特別景観地区の決定

1) 都市計画法による案の縦覧

縦覧期間 平成22年5月6日(木)から平成22年5月20日(木)まで

縦覧場所 都市環境部都市計画課

縦覧者数 1名

意見書数 なし

## 縦覧結果と意見書提出状況

1. 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更（芦屋市決定）  
都市計画芦屋景観地区

1) 都市計画法による案の縦覧

縦覧期間 平成22年5月6日(木)から平成22年5月20日(木)まで

縦覧場所 都市環境部都市計画課

縦覧者数 3名

意見書数 なし

## 変更前後対照表

芦屋景観地区の変更内容			
	変更前	変更後	備考
位置	芦屋市全域	芦屋市の一部 <u>(芦屋川南特別景観地区を除く行政区域)</u>	芦屋川南特別景観地区の決定区域を芦屋景観地区から除外する
面積	約1,857ha	約 <u>1,835</u> ha	22.5ha減 (芦屋川南特別景観地区の区域)
認定の特例	<p>1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限を適用しないことができる。ただし、(2)又は(3)の認定を行うに当たっては、あらかじめ、認定審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの</p> <p>(4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの</p> <p>2 略</p>	<p>1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限を適用しないことができる。ただし、<u>(2)、(3)又は(4)</u>の認定を行うに当たっては、あらかじめ、認定審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 色彩の規定において、素材色などで街並みに違和感を与えないと認められるもの</u></p> <p><u>(4) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの</u></p> <p><u>(5) 災害対策その他これらに類する理由により緊急に行う必要があるもの</u></p> <p>2 略</p>	

## 前回説明からの変更箇所

項 目		変 更 前	変 更 後
認定を要する工作物の形態意匠の制限	一般基準	<p>芦屋川沿岸では、河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑豊かな特徴ある景観が形成され、河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>1 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑豊かな美しい景観となるよう、通りからの見え方に配慮した工作物の配置とするとともに敷地内の緑と調和する工作物の形態、意匠、材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。</p> <p>2 <u>芦屋川からの見え方に配慮し、</u>周辺の緑環境と調和した工作物となるよう工作物の規模や位置に配慮するとともに、通り際はまちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、工作物および駐車場や囲障など工作物に付属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。</p> <p>3 <u>河川空間により生み出されている広がりのあるビスタ景を保全するように</u>工作物の高さや形態、配置、屋根の形状などに配慮し、<u>地域環境の特徴を活かす景観形成を図る。</u></p>	<p>芦屋川沿岸では、河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑豊かな特徴ある景観が形成され、河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>1 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑豊かな美しい景観となるよう、<u>河川沿いの通り</u>からの見え方に配慮した工作物の配置とするとともに、<u>敷地内の</u>緑と調和する工作物の形態、意匠、材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。</p> <p>2 周辺の緑環境と調和した工作物となるよう、工作物の規模や位置に配慮するとともに、<u>河川沿いの通り</u>際は、まちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、工作物および駐車場や囲障など工作物に付属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。</p> <p>3 <u>河川沿いの通りや橋などから望む開放的な見通しの景観を保全するため、</u>工作物の高さや形態、配置などに配慮し、<u>芦屋川を軸とした眺望</u>景観を形成する。</p>